

## 神奈川県警察職員生活相談規程

(平成 13 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)

改正 平成 19 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 6 号 平成 20 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 8 号

平成 22 年 3 月 3 日神奈川県警察本部訓令第 3 号 平成 25 年 11 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 11 号

平成 28 年 8 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 19 号 平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号

神奈川県警察職員生活相談規程を次のように定める。

### 神奈川県警察職員生活相談規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、神奈川県警察職員及びその家族(以下「職員等」という。)の不安及び悩みに関し、生活相談を実施する場合の指針を定めることにより、生活の安定の確保及び健全化を図り、もって職員等が安心して職務に専念できるようにすることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活相談 職員等からの経済問題、家庭問題、健康問題その他公私にわたる問題(刑罰法令に違反する行為に関するものを除く。)についての相談をいう。

(2) 生活相談業務 生活相談の受理、生活相談に対する適切な助言及び指導、関係機関のあっせん及び紹介その他生活相談に関する必要な研究等を行う活動をいう。

(3) 所属 神奈川県警察の組織に関する規則(昭和 44 年神奈川県公安委員会規則第 2 号)に定める神奈川県警察本部(以下「本部」という。)各部の分課及び附置機関、市警察部、相模方面本部、サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校並びに警察署をいう。

(生活相談業務の根本)

第 3 条 生活相談業務は、本来、相互扶助及び友愛の精神に立脚して実施されるべきものであり、神奈川県警察職員身上把握及び指導等実施要綱の制定について(平成 19 年 3 月 16 日 例規第 10 号、神監発第 332 号、横警発第 108 号、川警発第 42 号、相本発第 44 号。以下「身上実施要綱」という。)に規定する身上把握及び指導等とは明確に区別しなければならない。

2 職員等が生活相談を申し出たことにより、職務上の不利益な取扱いをしてはならない。

3 生活相談により知り得た事項について、生活相談員(第 6 条に規定する本部生活相談員及び第 7 条に規定する所属生活相談員をいう。以下同じ。)は、在任中と否とを問わず、秘密を厳守しなければならない。

(生活相談業務の総括)

第4条 警務部長は、神奈川県警察における生活相談総括責任者として、生活相談業務に関する事務を総括する。

(厚生課長の責務)

第4条の2 警務部厚生課長(以下「厚生課長」という。)は、神奈川県警察における生活相談業務の生活相談運用責任者として、当該生活相談業務の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、所属における生活相談責任者として、生活相談の重要性を認識し、生活相談制度の趣旨、生活相談窓口、利用方法等を所属の職員等に周知するとともに、職員等が気軽に相談できるような雰囲気醸成し、問題の初期的段階において解決できるように努めるものとする。

(本部生活相談員)

第6条 警務部厚生課(以下「厚生課」という。)に、本部生活相談員(以下「本部相談員」という。)を置く。

2 本部相談員は、生活相談に関する専門的知識及び経験を有する職員等で、厚生課生活相談係員及び厚生課の職員のうち厚生課長が指名する者をもって充てる。

3 本部相談員は、職員等からの生活相談の受理のほか、所属生活相談員の生活相談業務の支援及び教養に当たる。

(所属生活相談員)

第7条 所属に、所属生活相談員(以下「所属相談員」という。)を置く。

2 所属相談員は、所属長が指名する者をもって充てる。

3 所属相談員は、所属の職員等からの生活相談の受理に当たる。

4 所属長は、所属相談員を統括するため、所属相談員のうち、適任と認められる者を主任生活相談員として指定する。

(指名に当たっての留意事項)

第8条 生活相談員の指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、真にふさわしい者を充てるものとする。この場合において、必要な人数の女性の生活相談員が確保されるように配慮するものとする。

(生活相談の申出)

第9条 生活相談は、生活相談員又は部外相談員のいずれに対しても、口頭、電話、文書その他職員等が相談しやすい方法により、申し出ることができる。

(生活相談の場所)

第9条の2 生活相談を受ける場合に備え、相談者(生活相談員に対して生活相談を申し出た職員等をいう。以下同じ。)が周囲の目を気にすることなく生活相談をすることができる場所を確保するものとする。

(生活相談員の責務)

第 10 条 生活相談員は、温容と誠意を持って生活相談に真摯に対処しなければならない。

2 生活相談員は、職員等との良好な人間関係を醸成し、生活相談事項に該当するような事案の発見に努め、積極的に相談に応ずるものとする。

3 生活相談員は、生活相談の技法の練磨など自己研鑽に努めるとともに、助言者に徹し、相談者自身が問題を自力で解決するように働き掛けるものとする。

(生活相談員の解除)

第 11 条 次に掲げる事由に該当する場合、厚生課長にあっては本部相談員の指名を、所属長にあっては所属相談員の指名を解除することができる。

(1) 生活相談員が職員の身分を失ったとき。

(2) 生活相談員としての適格性に欠けると認められるとき。

(3) 病気その他やむを得ない理由により生活相談員としての任務が遂行できないとき。

(4) 生活相談員が他の所属に異動となったとき。

第 12 条及び第 13 条 削除

(生活相談の日)

第 14 条 毎月 21 日を「生活相談の日」とする。

2 所属長は、前項の「生活相談の日」に職員等に対し、生活相談制度に関する教養を行うなど生活相談制度の利用促進を図るための各種施策を行うものとする。

(記録)

第 14 条の 2 生活相談員は、受理した生活相談について必要がある場合を除き、相談者を特定する事項については、記録しないものとする。

(報告)

第 15 条 所属相談員は、前月に受理した生活相談件数について、相談事項を大別の上、速やかに所属長に報告するものとする。

2 所属長は、四半期ごとの生活相談件数及び生活相談業務に係る各種施策の実施結果を警務部長（厚生課長経由）に報告するものとする。

3 厚生課長は、本部相談員及び次条に規定する部外相談員の活動状況を警務部長に報告するものとする。

(部外相談員の確保)

第 16 条 厚生課長は、生活相談業務の効果的運用を期するため必要がある場合は、専門的知識を有する者に生活相談業務の一部を委託するなどして、部外相談員を確保するものとする。

(研修)

第 17 条 警務部長は、生活相談員の資質の向上及び生活相談業務の円滑な運営を図るため、研修を実施するものとする。

(表彰)

第18条 警務部長は、生活相談業務の取扱いに当たり、特別な功労のある生活相談員に対して、表彰を行うことができる。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日神奈川県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日神奈川県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月3日神奈川県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成22年3月3日から施行する。

附 則(平成25年11月25日神奈川県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成28年8月24日神奈川県警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日神奈川県警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。